

民事訴訟最終通達所

訴訟管理番号(口)000

本通達は貴殿に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日をもって貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡をお願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成 31 年 3 月 12 日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-5962-0611 受付時間(日、祝日は除く)

平日 9:00～20:00 / 土曜日 11:00～17:00

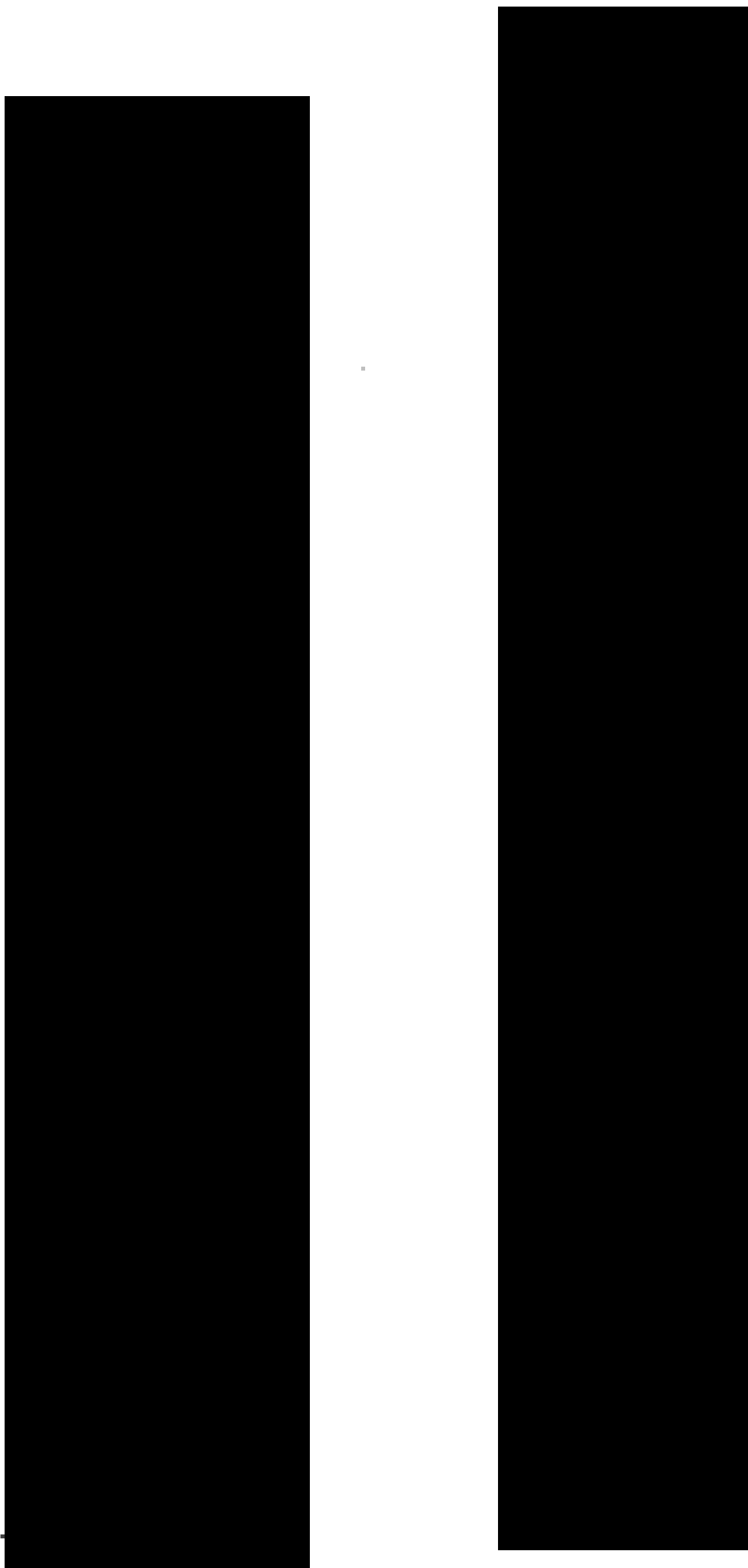
〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番地 3 号

←A4サイズの文書

縦型の茶封筒 ↓



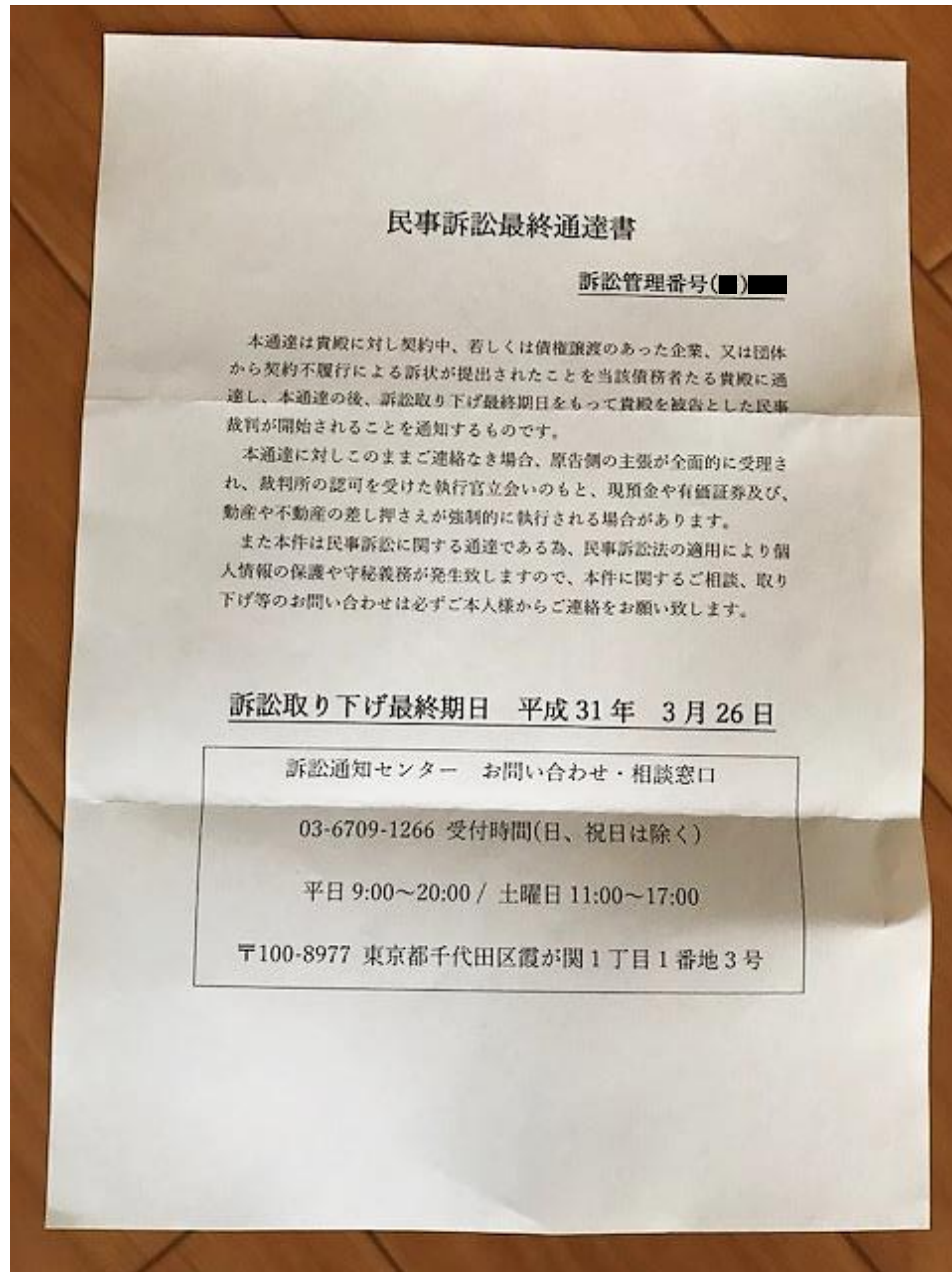
2 5 0 0 1 0 1



至急

様

2019年3月 追加分（実物写真）



2019年2月 追加分

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号 (口)000

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年 2月13日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-6709-0564

受付時間（日、祝日は除く）

平日9:00～20:00 / 土曜日11:00～17:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号